

# コンプライアンス規程

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この規程は、一般社団法人測位航法学会（以下「本学会」という。）におけるコンプライアンスの推進を図る事を目的として、遵守すべき事項を定めるものである。

### (適用範囲)

第二条 本規定は、本学会に所属する会員すべてに対し適用する。

### (定義)

第三条 この規程におけるコンプライアンスとは、本学会の会員が学会運営を遂行するにあたり「法令、定款・諸規定・細則」を遵守し、社会規範に基づき良識ある行動を行うことをいう。

### (運営方針)

第四条 本会の理事は、定款に定める理事会の構成員として、本学会の運営を管理・指導する立場であることから、会員のコンプライアンスの推進のための取り組みをおこなわなければならない。

## 第二章 管理体制

### (組織)

第五条 本学会のコンプライアンス取り組みのための組織として下記のものを置く。

- (1) コンプライアンス推進責任者
- (2) コンプライアンス委員会

### (コンプライアンス推進責任者)

第六条 コンプライアンス推進責任者は、理事会の構成員から会長が委嘱し、理事会にコンプライアンスの状況を報告しなければならない。

2. コンプライアンス推進責任者は、本学会のコンプライアンスの推進に関する基本方針を策定し、理事会の承認を得なければならない。
3. コンプライアンス推進責任者の役割及び権限は下記の通りとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施
- (2) コンプライアンス違反への対応
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

### (コンプライアンス委員会)

第七条 コンプライアンス委員会の構成は、委員長1名・副委員長1名の他、会長が必要と認めた若干名の委員を任命する。

2. 委員長は、委員会を招集し、委員会の議長となる。

3. 委員長に職務を担えないときは、副委員長が代行する。
4. 委員会は、必要に応じて内部監査を行うことができる。
5. 委員会は、内部通報による指摘事項に対して、必要な改善措置を行う。

(任期)

第八条 コンプライアンス委員会の委員長・副委員長・委員の任期は2年とするが再任は妨げない。

(委員会の招集)

第九条 委員会は、年2回の開催を基本とし、委員長が招集する。ただし、コンプライアンス上の問題を解決すべき時は速やかに開催する。

(議事)

第十条 委員会は、構成員の過半数の出席により成立し、提案された議事について協議する。

### 第三章 運営ルール

(内部通報)

第十一条 本学会の会員よりコンプライアンス違反行為について通報有る時は、速やかに委員会を開催して協議する。

(調査・内部監査等)

第十二条 本学会の会員よりの内部通報に対し、委員会は違反行為について判断するための内部監査を行う。

(研修)

第十三条 委員会は、本学会の会員に対し、コンプライアンスを遵守するための教育を行うものとする。